

○備前市水道事業給水条例施行規程

平成20年3月31日

企業管理規程第2号

改正 令和元年12月10日企管規程第3号

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 給水装置の工事及び費用(第2条―第18条)
- 第3章 給水(第19条―第23条)
- 第4章 料金及び手数料(第24条―第30条)
- 第5章 管理(第31条―第35条)

附則

- 第1章 総則
- (趣旨)

第1条 この規程は、備前市水道事業給水条例(平成17年備前市条例第211号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

- 第2章 給水装置の工事及び費用
- (工事費等の納付期限)

第2条 条例第11条の工事費、条例第12条の新設負担金等及び条例第38条の手数料等の納付期限は、納入通知書発行の日から10日以上14日以内に管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が定める日とする。

- (工事費の予納の例外)

第3条 条例第13条第1項ただし書に規定する管理者がやむを得ないと認めた工事とは、官公署、公立学校及び公立病院に係る給水装置工事をいう。

- (設計審査及び検査手数料)

第4条 条例第5条の規定による給水装置工事の申込者は、給水装置工事申込書提出の際、設計審査手数料(工事検査手数料を含む。)を納付しなければならない。

- 2 前項の手数料は、設計審査前に申込みの取消しを届け出た場合のほか、還付しない。
- 3 前2項の規定は、条例第38条第1項第6号に定める確認検査手数料について準用する。

- (利害関係人の同意)

第5条 給水装置工事の申込者が条例第10条第3項に規定する利害関係人の同意を得なければならない場合は、次の各号に定めるところによる。ただし、特別の理由があつて同意を得られ

ないときは、その旨を管理者に届け出た上で、承認を受けなければならない。

- (1) 他人の土地又は家屋に給水装置工事を施行しようとする者は、当該土地又は家屋の所有者の同意
- (2) 他人の給水管から分岐する給水装置工事を施行しようとする者は、当該給水管の所有者の同意
- (3) 他人の土地を通過する給水装置工事を施行しようとする者は、当該土地の所有者の同意

2 前項の規定は、同項に規定する給水装置工事後に改造、修繕又は撤去を行う場合について準用する。

3 給水管所有者が、分岐給水管との連絡を切断し、又は分岐箇所を移動しようとするときは、あらかじめ、分岐引用者に通知しなければならない。この場合において、分岐引用者が自らの責めにおいて所有者と協議の上、管理者に対し何らかの手續をしないときは、切断又は移動を認めたものとみなす。

(指定給水装置工事事業者の提出書類)

第6条 条例第10条第2項の工事施行の設計審査を受けようとする者は別に定める給水装置工事申請及び設計書を、工事完工後に工事検査を受けようとする者は別に定める給水装置工事検査申請書を、管理者に提出しなければならない。この場合において、管理者は、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定による申請について承認を受けた者は、工事の着手は3日前までに、完工は7日以内に届け出なければならない。

(材料の検査及び確認)

第7条 給水装置の工事に使用する材料は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年厚生省令第14号)に基づく給水装置の構造及び材質の基準に係る試験(平成9年厚生省告示第111号)に定める試験に合格し、管理者が確認したものでなければ使用することはできない。

2 給水装置のうち配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に使用する材料は、前項の規定にかかわらず、管理者が構造及び材質を指定したものでなければ使用することはできない。

3 材料の検査及び確認を受けようとする者は、別に定める給水装置工事材料検査確認申請書を管理者に提出しなければならない。

4 検査及び確認について必要な事項は、別に定める。

(設計変更等の届出)

第8条 給水装置工事の承認を受けた者は、その設計を変更し、又はその承認を受けた工事を取

り止めようとするときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

(所有権の移転)

第9条 給水装置の所有権の移転があったときは、移転後の所有者は、移転前の所有者と連署で上水道権利譲渡名義変更届を速やかに管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、上水道権利譲渡名義変更届の連署が困難であると認められるときは、移転後の所有者に所有権が移転したことが確認できる書類を添付することをもって代えることができる。

(使用者名義の変更)

第10条 給水装置の使用者が転居し、又は名義人に変更が生じたときは、給水使用者の名義の変更を7日以内に管理者に届け出なければならない。

(代理人の変更)

第11条 給水条例第21条の代理人を変更したときは、給水装置の所有者は、その理由を記し、変更後の代理人と連署で7日以内に管理者に届け出なければならない。この場合において、変更後の代理人は一切の権利義務を引き継いだものとみなす。

(管理人の義務)

第12条 条例第4条第2項に規定するその他水道使用に関する事項は、次のとおりとし、当該各号のいずれかに該当するときは、管理人は、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用を中止するとき。
 - (2) 水道の使用を再開するとき。
 - (3) 給水装置の種類を変更するとき。
- 2 管理人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
 - (1) 水道の使用者に変更があったとき。
 - (2) 消防用として水道を使用したとき。
 - 3 管理者は、管理人が義務を怠る場合又は管理人が定められない場合は、共用給水装置使用の料金の扱いを中止することができる。

(工事申込みの取消し及び制限)

第13条 管理者は、給水装置工事の申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その申込みを取り消すことができる。

- (1) 申込者の責めにより設計又は起工ができないもの
- (2) 工事費を納付期限までに納付しないもの

- 2 管理者は、工事の申込みの際、未納金があるときは、これを完納しなければ工事を承認しない。

(工事費の算定基準)

第14条 条例第11条第1項に規定する工事費の算定基準は、管理者が毎年7月に決定し、その後1年間は変更しない。ただし、材料価格又は労務賃金が10分の1以上変動した場合及び特殊な工事についてはこの限りでない。

(引揚材料の再使用)

第15条 既設給水装置を撤去した引揚材料で使用に堪えるものは、その価格を割引し、再使用することができる。

- 2 前項の割引の程度は、使用期間の長短、汚損、修理等の程度により管理者が決定する。

(工事費の精算)

第16条 管理者は、条例第13条第1項の規定による給水装置工事費の予納金を精算した場合において、概算額に過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。

(受水タンク以下の装置の設計図書の提出)

第17条 受水タンク以下の装置の所有者は、当該装置の設計図書を管理者に提出し、承認を受けなければならない。

(事故の発見等)

第18条 管理者は、給水装置の事故を発見した場合又は条例第26条第2項による修繕工事に係る費用を、工事完了後、使用者から徴収する。ただし、使用者が期限内に納付しないときは、所有者から徴収する。

第3章 給水

(貸与メーター器の管理)

第19条 給水装置所有者又は代理人及び使用者は、条例第23条第1項により管理者が設置した水道メーター(以下「メーター」という。)の保管について、連帯の責任を負わなければならない。

- 2 メーターの保管者は、メーター(メーターボックス及び接続金具を含む。)をき損若しくは亡失した場合又はその機能に異常があると認めた場合は、遅滞なく管理者に届け出た上で、修理を行わなければならない。
- 3 何人も、メーターの設置場所に物を置き、又は工作物を設け、メーターの点検を妨げてはならない。
- 4 条例第22条第2項に規定するメーターの位置は、次の各号のとおりとする。

- (1) 公私境界線に最も接近した私有地に設置することを原則とする。ただし、設置する場所がない場合については、別に管理者が決定する。
- (2) 敷地内の検針しやすく、乾燥して汚水が入りにくく、外傷により破損しない場所
- (3) 給水栓より低位かつ水平に取り付けられる場所
- (4) メーターには直結止水栓を併設し、それを納めるメーターボックスが設置可能な場所
(メーターの位置変更)

第20条 メーターの位置は、管理者が必要と認めたものに限り、変更することができる。

2 給水装置の所有者等の請求による位置変更に要する工事費は、請求者の負担とする。

3 メーターの点検に支障が生じ、管理者が位置変更が必要と認めた工事については、管理者において、その費用を負担することができる。

(給水装置修繕費の負担)

第21条 給水装置の所有者等は、給水装置が老朽若しくは摩擦し、使用に堪えない場合又は破損した場合は、速やかに管理者に対し、修繕を請求しなければならない。ただし、いかなる事情があっても、その費用は請求者の負担とする。

2 条例第26条第4項に規定する給水装置の修繕のうち漏水修繕等に要する費用負担区分はメーター下流取付金具部分から上流配水管側は管理者、下流私有地側は給水装置の所有者等の負担とする。公道内にメーターがある給水装置においても同様とする。

(公道)

第22条 前条第2項後段に規定する公道内とは、私道及び私有地以外の全ての公共用地(道路、河川、用排水路、水道施設占用借地等を含む。)とする。

(送水管からの給水)

第23条 条例第6条第2項ただし書の場合については、給水装置の構造、材質及び工法を管理者が指定する。

2 管理者は、送水管からの既給水について、一般給水の状況により随時制限し、又は停止することができる。この場合において使用者等はこれを拒むことができない。

第4章 料金及び手数料

(料金の納付期限)

第24条 条例第36条に規定する料金の納付期限は、次に定めるところによる。

- (1) 口座振替の方法による場合は、管理者が別に定める指定振替日とする。
- (2) 納入通知書による場合は、メーター点検月の翌月16日とする。
- (3) 給水装置の使用を中止し、又は廃止したときは、その都度料金を徴収するものとし、こ

の場合の納付期限は、納入通知書発行の日から10日以上14日以内に管理者が定める日とする。

(メーター点検による料金の算定)

第25条 条例第32条に規定するメーターの点検による料金の算定については、次の各号によるものとする。

- (1) 使用者が2個以上の給水装置を使用するときは、メーターごとに行う。
- (2) 共用給水装置の使用者が1世帯になったときは、専用給水装置の料金で算定する。
- (3) メーターが使用水量を示さない場合でも、給水の中止又は休止の届出がないときは、基本料金を徴収する。

(共用給水装置の料金の算定)

第26条 条例第33条第3項に規定する共用給水装置を使用する場合の基本料金及び水量料金の額は、専用給水装置等の使用水量を各戸(世帯を含む。以下同じ。)が均等に使用したものとみなし、次に掲げる各戸ごとに、条例第31条の規定により算出した額の合計額とする。

- (1) 各戸が独立し、生活の本拠を置いて各々が使用する場合は、それぞれを1戸とする。
- (2) 事務所、店舗、寮、下宿等で各戸の使用形態が家事用として独立していない場合は、それらを合わせて1戸とする。
- (3) 共用給水装置の料金の適用を受ける共同住宅等に入居している事務所、店舗等については、それらを合わせて1戸とする。

2 前項における算定の基礎となる各戸の給水口径は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 各戸の給水管の口径が同一の場合は、当該給水管の口径とする。
- (2) 各戸の給水管が異なる場合は、戸数の多い給水管の口径とする。
- (3) 各戸の給水管の口径が異なり、戸数が同数の場合は、給水管の大きい口径とする。
- (4) 各戸の給水栓を共用する場合は、当該給水管の口径とする。

3 第1項の規定の適用を受けようとする者は、共用給水装置の料金適用申請書を管理者に提出し、承認を受けなければならない。また、共用給水装置の戸数の変更は、届出の翌期の料金算定から適用する。

(料金の精算)

第27条 管理者は、料金を徴収した後において、その料金に誤りがあったときは、過不足分を追徴し、又は還付する。ただし、料金に未納があるときは還付金をそれに充当することができる。

(公設消火栓の特別使用料金)

第28条 公設消火栓を管理者の許可を得て消防用以外に使用した場合の使用料金は、条例別表第2に準じて徴収する。

(認定水量の訂正等)

第29条 条例第33条第1項の規定により、管理者が認定した使用水量に異議がある者は、当該料金の納付期限までに申し出なければならない。この場合において、水量認定の基準が不適当であったときは、再認定し、訂正する。

2 条例第33条第2項の規定による認定方法は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) メーターの不良若しくは埋没、メーターの凍結破損防止のためメーター代用管を取り付けた期間等により使用水量が不明なときは、過去6箇月の平均使用水量又は前年度同期の使用水量その他の事情を考慮して使用水量を認定する。

(2) メーターに異常があるときはメーターを試験し、その結果100分の8以上の差異を認めたときは、その期間に限り、前号の例により使用水量を認定する。

(3) メーターの故障又は給水装置の異常が原因で、使用者が善良な管理者の注意をもってしても発見できなかった地下漏水があった場合において、その事実が証明され、使用水量の認定の必要が生じたときは、別に定める基準により認定する。なお、事実証明は量水器メーカーの検査結果、指定給水装置工事事業者の修理証明(現況写真を含む。)又は水道企業職員(以下「職員」という。)の現地確認とし、地下漏水はメーター下流から給水栓までの間で地下に埋設された給水管の破損による漏水とする。

(4) 地震、台風、豪雨、洪水、火災等(以下「非常災害」という。)が原因で漏水があった場合において、その事実が証明され、使用水量の認定の必要が生じたときは、別に定める基準により認定する。なお、事実証明は、市、消防その他公的機関の長の被災証明(現況写真を含む。)の添付及び職員の現地確認とする。

(5) 給水装置の異常が原因で地下漏水等があった場合において、使用水量の認定の必要が生じたときは、別に定める使用水量認定取扱基準により認定する。

(6) 条例第28条に規定する臨時使用したときの使用者の使用水量は、その期に限り認定して控除する。

(7) 給水装置を届け出ず使用した場合は、前使用者から引き続いて使用したものとみなし、使用水量を認定する。

3 前項第3号又は第4号の認定を受けようとする者は、使用水量認定申請書を管理者に提出しなければならない。ただし、家事用水口径25ミリ以下に限り省略することができる。なお、使用者の管理が不十分で、使用者の責めに帰すると判断できる場合を除き、認定は異常水量が

発見された後の最初の点検水量1回に限る。

4 管理者は、特に必要と認めたときは、前3項の規定によらず認定することができる。

(手数料の還付)

第30条 条例第38条の手数料は、還付しない。ただし、管理者がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

第5章 管理

(給水装置の検査)

第31条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、その給水装置について検査し、使用者等に必要な措置を指示することができる。

2 管理者は、貯水槽水道設置者の装置についても、前項の例により必要な措置を指示することができる。

3 前2項に要する費用は、給水装置の所有者、使用者等措置を指示された者の負担とする。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第32条 条例第50条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、岡山県小規模貯水槽水道指導要領(平成14年10月18日付環衛第621号岡山県保健福祉部長通知)によるものとする。

(水道の濫用)

第33条 次に掲げる行為については、条例第19条に規定する濫用とみなすものとする。

(1) 給水栓を開放したまま他に立ち去ること。

(2) 給水栓の下に受けた容器から水道水をあふれさせ、又は容器等で受けなくて給水栓を開放すること。

(3) 田畑等にかんがいすること。

(4) 給水装置のメーターより下流側で分岐し、他の場所に給水すること。ただし、給水栓にビニールホース等を取り付け、臨時に給水する場合は除く。

(5) 給水装置を無断で改造し、給水すること。

(メーターの弁償)

第34条 条例第23条第3項の規定による損害額は、メーターの修繕価格及びその取替えに要した費用とする。

(その他)

第35条 この規程の施行に関し必要な様式その他の事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに、備前市水道事業給水条例施行規則(平成17年備前市規則第163号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和元年12月10日企管規程第3号)

この規程は、公布の日から施行する。